

久留米市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例等の改正(案) ～ 市街化調整区域における開発許可制度の見直し ～ に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和元年9月9日（月曜日）から令和元年10月10日（木曜日）までの期間で、久留米市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例等の改正（案）についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1. 募集結果 ※意見の内容が同一のものについては、1件として掲載しております。

	人数	件数
持参	70	6
郵送	0	0
電子メール	0	0
FAX	0	0
合計	70	6

2. 意見の内訳 ※意見の内容が同一のものについては、1件として掲載しております。

区 分	件数
意見の趣旨を踏まえ計画に反映させるもの	0
意見の趣旨が同じ方向性のため、原案どおりとするもの	0
意見に対して計画自体への反映を行わないもの	5
その他（事業提案や個別施策に対する要望等）	1

3. 意見の概要とそれに対する市の考え方

各原案に対する意見の概要と市の考え方は、次頁以降のとおりです。

○久留米市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例等の改正（案）に対する意見と対応

【意見の趣旨を踏まえ計画に反映させるもの】 0件

No	意見者	意見の概要	市の考え方
-	-	-	-

【意見の趣旨が同じ方向性のため、原案どおりとするもの】 0件

No	意見者	意見の概要	市の考え方
-	-	-	-

【意見に対して計画自体への反映を行わないもの】 5件

No	意見者	意見の概要	市の考え方
1	個人	開発許可制度の見直しについては、圃場整備が実施されておらず荒地となっている農地が存在する地区もあるため、対象範囲を圃場整備が実施されていない地区まで拡大してほしい。	開発許可制度の見直しにおいて、駅周辺地とする範囲については、上位計画である「久留米市立地適正化計画」において、高齢者が負担なく歩ける範囲として都市機能誘導区域としている概ね半径500mを基準に設定しています。
2	個人	開発許可制度の見直しについて、特急や快速が停車する鉄道駅の周辺については、範囲を拡大してもいいのではないかと。	
3	個人	駅を中心とする概ね半径500mの範囲の区域については、すでに建物が立ち並んでいて開発する空地が少ないので、半径を1kmまで拡張すべきではないかと。	
4	個人	今回の取組みは定住促進が大きな目的と聞きましたが、大善寺駅の東側にはアパートも多く若い人が多く住んでおり、駅利用者や地域活動に積極的に参加される方が多く、活力があるように思います。 このことから、ぜひともアパートなども建てられるように規制緩和してください。	アパートにつきましては、居住者が繰り返し入れ替わることが想定されるため、現行の条例でも対象としておらず、今回の改正におきましても、同様としています。
5	個人	駅を中心とする概ね半径500m開発計画に関する事前協議については、事業系については必要だと思うが住宅建築については必要ないと思う。	今回の改正に基づく開発により、周辺の土地利用への影響を考慮して、事業系だけでなく住宅建築についても協議対象にしています。

【その他（事業提案や個別施策に対する要望等）】 1件

その他に関しては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。そのため、個別に市の考え方は示しておりません。

No	意見者	意見の概要
6	個人	対象駅周辺半径1 km以内の青地（農業振興地域内農用地）を白地（その他）の区域に組み入れるべきではないでしょうか。